

# 若者定住促進制度

## を「ご存じ」ですか？

養父市若者定住促進制度は、若者の定住促進を図り、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的として、養父市若者定住促進条例に基づいて奨励金を交付するものです。

各奨励金の交付要件などをご確認のうえ、該当される方は担当窓口にて交付申請をしてください。

### 【基本的な交付要件】

- ① 養父市内に居住し、住民基本台帳に登録されている満16歳以上40歳未満の方
- ② 市税および使用料を完納している方
- ③ 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間（適用期間）に、各奨励金等の要件に該当している方

### 【交付対象にならない方】

- ① 地方公共団体など官公署に勤務する方で、定年適用を受ける方
- ※ただし、これらの事業所に

- 勤務する臨時職員、パート職員は交付対象となりません。
- ② 就労先が商工会、観光協会、森林組合、社会福祉協議会は交付対象団体となります。

### 【申請・お問い合わせ】

- 奨励金の交付申請および問い合わせ先は次のとおりです。
- 市役所企画政策課（☎66217602）、養父地域局（☎66410282）、大屋地域局（☎66910120）、関宮地域局（☎66712331）

## ～各奨励金の交付要件・奨励金の金額等～

奨励金等の種類	要件等	申請日	奨励金等の金額	次年度以降の申請
住宅奨励金	適用期間中に、規則に定める専用もしくは併用住宅または住宅用地を取得した方	取得した住宅等の最初の課税年度の <b>2月中</b>	交付対象物件にかかる固定資産税相当額（年税額）の1/2（増改築にあつては、増改築部分の固定資産税相当額）の額で3年間交付する ※1カ年度10万円以内	2月に住民票、土地・家屋名寄帳の写しを添付して申請
家賃対策補助金	適用期間中に、市内に所在する賃貸住宅（借家を含む、公営住宅は除く）に入居し、月額4万円を超える家賃を支払っていること ※共益費等は除く	入居の日以降、その日の属する年度の <b>2月中</b> ※中途退去の場合には退去時	4万円を超える家賃額で、月額1万円以内とし、3年間交付する	2月または満了月に住民票を添付して申請
結婚祝い金	適用期間中に、本市に婚姻届を提出した方で、届出日において市内に居住し、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること	届出の日以降、その日の属する年度内	5万円	
出産祝い金	適用期間中に、第3子以降を出産し、出産時において市内に3年以上居住し、18歳未満の子を2人以上養育していること。 （ただし、夫婦いずれか一方が年齢要件を満たしていること）	出産の日以降、その日の属する年度内	第3子以降、1子ごとに10万円	
就労奨励金	適用期間中の新規学卒就労者または卒業後1年以内に就労した方で、就労後3年以上、市内に居住し、かつ3年の就業期間を満たした方（いずれも中途退学者を含む）	就労から3年経過した日以降、その日の属する年度内	10万円	
U・Iターン就労奨励金	適用期間中に転入し、その後新規就労し、転入後3年以上居住し、かつ3年の就業期間を満たした方（ただし、本支店間の異動による就労者は除く）	転入の日から3年経過した日以降、その日の属する年度内	・単身者＝10万円 ・世帯者＝20万円	